

医療法人貝山仁済会 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年1月1日～ 令和10年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする

① 男性社員：計画期間中に2人以上取得すること

<対策>

- 令和6年 1月～ 育児休業に関する制度内容についてリーフレットにより社員に周知する
- 令和6年 1月～ 子が出生する予定または子が出生した男性社員に対し、事業主から育児休業の取得に関する方針を周知する